

栃木県県土整備部週休 2 日制工事実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する週休 2 日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

（対象工事）

第2条 栃木県県土整備部が発注する、原則、全ての工事（営繕工事を除く）を週休 2 日制工事の対象とする。

（週休 2 日制工事）

第3条 週休 2 日制工事とは、次に示す「現場閉所」または「交替制」の 2 種類の週休 2 日制工事の総称をいう。

2 「現場閉所」による週休 2 日制工事

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいい、「通期の週休 2 日」・「月単位の週休 2 日」・「完全週休 2 日」のいずれかをいう。

3 「交替制」による週休 2 日制工事

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいい、「通期の週休 2 日」・「月単位の週休 2 日」・「完全週休 2 日」のいずれかをいう。

4 「現場閉所による週休 2 日制工事」により実施することを原則とし、現場閉所が困難な次のような工事に該当する場合には「交替制による週休 2 日制工事」の対象とする。

なお、「交替制による週休 2 日制工事」については、当面の間、試行として実施する。

（1）休日に作業が必要な工事

（2）社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

（現場閉所による週休 2 日制工事）

第4条 現場閉所による週休 2 日制工事とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始の 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、夏期休暇 3 日間（8 月 14 日～16 日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場閉所ができない期間等は含まないものとする。

なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。工事着手後に、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間

で協議して当該期間を対象外とすることができます。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所の評価は、以下の各号の状態によるものとする。なお、現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数の割合によるものとする。

(1) 完全週休 2 日

対象期間内の全ての土曜日及び日曜日において現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5% (8 日/28 日) 以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

対象期間において、現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) 以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(交替制による週休 2 日工事)

第 5 条 交替制による週休 2 日制工事とは、対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間とする。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始の6日間 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日) 、夏期休暇 3 日間 (8 月 14 日 ~ 16 日) 、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休日取得ができない期間等は含まないものとする。

なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とするする作業と期間を設計図書に明示するものとする。工事着手後に、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができます。

3 交替による休日取得の評価は、以下の各号の状態によるものとする。なお、休日率とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合のことをいい、休日とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者が1日を通して現場作業 (現場事務所での事務作業を含む) を行っていない状態をいう。休日には、降雨、降雪等の自然的な事象による予定外の休日も含めるものとする。

(1) 完全週休 2 日

対象期間内の全ての週において、休日率が 28.5% (2 日 / 7 日) 以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 月単位週休 2 日

対象期間内の全ての月において、休日率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休 2 日

対象期間において、休日率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(発注方式)

第 6 条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

「現場閉所による週休 2 日制工事」に取り組むことを発注者が指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く週休 2 日制対象工事で、受注者が契約締結後工事着手日 (工期の始期日) までに、発注者に対して「現場閉所による週休 2 日制工事」または「交替制による週休 2 日制工事」の何れかに取り組む旨を協議した上で取り組むことができる方式とする。

2 前項の (1) 及び (2) の各方式の適用基準は、以下の各号による。

(1) 発注者指定型

第 4 条に規定する対象工事のうち、以下に該当する工事は、発注者指定型 (通期の週休 2 日) として発注することを原則とする。

- 当初工期が土木工事標準積算基準書 (栃木県県土整備部) における土木請負工事標準工事日数 (積み上げにより工事日数を設定した場合はその日数) 以上を確保している工事。

(2) 受注者希望型

第 3 条に規定する対象工事のうち、前号 (1) に該当しない全ての工事。

(発注者指定型の協議)

第 7 条 受注者は、工事着手日 (工期の始期日) までに、現場閉所または休日取得の計画を「様式- 1 」により、発注者に提出するものとする。

(受注者希望型の協議)

第 8 条 受注者は、週休 2 日制工事を希望する場合、工事着手日 (工期の始期日) までに、現場閉所または休日取得の計画を「様式- 1 」により、発注者に提出するものとする。

2 なお、「交替制による週休 2 日制工事」を希望する場合には、「現場代理人及び主任技術者等専任通知書」により通知した各者の休日取得時の職務代理者をあらかじめ指定し、「様式

- 1」及び「施工計画書」に記載すること。追加や変更が生じる場合には、必要事項を「工事打合せ簿」に記載し事前に提出すること。

(週休 2 日制工事の実施)

第 9 条 週休 2 日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所または休日取得の計画の記載があるもの）を添付し、監督員に報告すること。

- 2 「現場閉所による週休 2 日制工事」における現場閉所日の計画を変更する場合、事前に監督員へ報告するものとする。なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した「休日取得計画書及び実施書」等を、速やかに監督員に提出すること。
- 3 「交替制による週休 2 日制工事」の場合、作業状況等により当該工事に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとし、その際「休日取得計画書及び実施書」等の事前提出は不要とする。ただし、計画外の現場閉所を行う場合には、事前に監督員へ報告すること。

(履行実績の確認)

第 10 条 受注者は、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。なお、履行実績の確認は、「休日取得計画書及び実施書」によるほか、受注者が希望する場合には以下に示す既存書類等を活用した方法とすることができる。

- (1) 出勤簿等の技術者及び技能労働者の現場への入退場状況の確認が可能な資料
- (2) 作業記録や KY 活動記録等の現場の状況や従事者の確認が可能な資料
- (3) その他、現場閉所の状況または休日取得の状況の確認が可能な資料

(発注者の配慮)

第 11 条 発注者は、受注者が円滑に週休 2 日制工事を実施できるように以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休 2 日制工事の妨げになるような指示等は行わないものとする。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。
 - ア 工程上の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第12条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所または休日取得の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

R7.3以前に検査したもの（対象：現場閉所による週休2日制工事）

現場閉所率（現場閉所日数/対象期間）	発注者指定型	受注者希望型
4週8休（28.5% = 8日/28日）以上	3点	3点
4週7休（25.0% = 7日/28日）以上4週8休未満	2点	2点
4週6休（21.4% = 6日/28日）以上4週7休未満	1点	1点
4週6休未満	減点なし	減点なし

R6.10.9以前に起工しR7.4以降に検査したもの（対象：現場閉所による週休2日制工事）

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	3点	3点
月単位週休2日	3点	3点
通期の週休2日	3点	3点
4週7休（25.0% = 7日/28日）以上4週8休未満	加点なし	加点なし
4週6休（21.4% = 6日/28日）以上4週7休未満	加点なし	加点なし
4週6休未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

R6.10.10以降に起工しR7.4以降に検査したもの（対象：現場閉所による週休2日制工事）

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	3点	3点
月単位週休2日	2点	2点
通期の週休2日	加点なし	1点
通期の週休2日未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

R7.6.2 以降に起工したもの（対象：現場閉所による週休 2 日制工事、交替制による週休 2 日制工事）

現場閉所の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休 2 日	3 点	3 点
月単位週休 2 日	2 点	2 点
通期の週休 2 日	加点なし	1 点
通期の週休 2 日未満	- 1 点 (受注者の責の場合)	減点なし

- 1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は 0.4 であるため、工事成績評定の加点は 0.4 を乗じた点数となる。
- 2 加点は、工事着手日（工期の始期日）までに計画した現場閉所または休日取得の状態によらず、現場閉所の実績に応じた加点を行う。

（経費の補正）

第 13 条 経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所または休日取得の履行実績に応じ、下表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

- 2 市場単価方式及び土木工事標準単価方式における経費の補正は、現場閉所または休日取得の履行実績に応じ、別表 1・2・3 に示すとおりの補正係数を乗じた補正を行うものとする。
- 3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

（1）発注者指定型

現場閉所による週休 2 日制工事

現場閉所の状態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休 2 日	1.02	1.02	1.03
月単位週休 2 日	1.02	1.01	1.02

- 1 現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。
- 2 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表 労務（49 種）及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(2) 受注者希望型

現場閉所による週休 2 日制工事

現場閉所の状態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休 2 日	1.02	1.02	1.03
月単位週休 2 日	1.02	1.01	1.02

交替制による週休 2 日制工事

現場閉所の状態	労務費	現場管理費率
完全週休 2 日	1.02	1.03
月単位週休 2 日	1.02	1.02

- 1 現場閉所または休日取得の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。
- 2 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表 労務(49種)及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(発注者指定型による発注手続)

第14条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休 2 日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。なお、適用する週休 2 日制工事の種類は「現場閉所による週休 2 日制工事」とする。

(受注者希望型による発注手続)

第15条 受注者希望型で発注する場合は、発注者は、週休 2 日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。なお、適用する週休 2 日制工事の種類は「現場閉所による週休 2 日制工事」及び「交替制による週休 2 日制工事」の 2 種類とする。

(その他)

第16条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

この要領は、令和2年5月10日から施行する。

この要領は、令和3年10月10日から施行する。

この要領は、令和4年10月10日から施行する。

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

この要領は、令和6年12月10日から施行する。

この要領は、令和7年6月2日から施行する。

この要領は、令和7年10月10日から施行する。

市場単価方式における経費補正係数(現場閉所による週休2日制工事)

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
鉄筋工		1.02	
ガス圧接工		1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	
	撤去・移設	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
法面工		1.01	
吹付粧工		1.01	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	
道路植栽工		1.02	
公園植栽工		1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルービング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	

現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

市場単価方式における経費補正係数(交替制による週休2日制工事)

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
鉄筋工		1.02	
ガス圧接工		1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	
	撤去	1.02	
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	
	撤去・移設	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
法面工		1.01	
吹付粧工		1.01	
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	
道路植栽工		1.02	
公園植栽工		1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルービング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	

現場閉所または休日取得の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表2 1/2)

市場単価方式における経費補正係数（現場閉所による週休2日制工事）（下水道工事関係）

名称	規格・仕様	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
砂基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
碎石基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
組立マンホール設置工		1.01	
小型マンホール工		1.00	
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	
	取付管布設及び支管取付工	1.01	

現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表2 2/2)

市場単価方式における経費補正係数（交替制による週休2日制工事）（下水道工事関係）

名称	規格・仕様	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
砂基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
碎石基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
組立マンホール設置工		1.01	
小型マンホール工		1.00	
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	
	取付管布設及び支管取付工	1.01	

現場閉所または休日取得の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表3 1/2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数(現場閉所による週休2日制工事)(1/2)

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
区画線工		1.02	
高視認性区画線工		1.02	
橋梁塗装工		1.01	
構造物とりこわし工	機械	1.01	
	人力	1.02	
コンクリートブロック積工		1.02	
排水構造物工		1.02	
鋼製排水溝設置工		1.02	
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
表面含浸工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
防草シート設置工		1.01	
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
塗膜除去工		1.02	
バキュームブラスト工		1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.00	
	撤去	1.02	
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	
機械式継手工		1.02	
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	
ノンコーリング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	
FRP製格子状パネル設置工		1.00	

(別表3 1 / 2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数（現場閉所による週休2日制工事）（2 / 2）

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	
支承金属溶射工		1.02	
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	
フレア溶接工		1.02	
H型ボラード設置工		1.01	
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	
	作業車	1.02	

現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表3 2/2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数(交替制による週休2日制工事)(1/2)

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
区画線工		1.02	
高視認性区画線工		1.02	
橋梁塗装工		1.01	
構造物とりこわし工	機械	1.01	
	人力	1.02	
コンクリートブロック積工		1.02	
排水構造物工		1.02	
鋼製排水溝設置工		1.02	
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
表面含浸工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
防草シート設置工		1.01	
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
塗膜除去工		1.02	
バキュームブラスト工		1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.00	
	撤去	1.02	
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	
機械式継手工		1.02	
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	
ノンコーリング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	
FRP製格子状パネル設置工		1.00	

(別表3 2/2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数(交替制による週休2日制工事)(2/2)

名称	区分	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	
支承金属溶射工		1.02	
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	
フレア溶接工		1.02	
H型ボラード設置工		1.01	
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	
	作業車	1.02	

現場閉所または休日取得の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。